

28 環都環第 1105 号
平成 29 年 3 月 30 日

意見書

「川口土地区画整理事業」に係る環境影響評価準備書に関する東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 87 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子

記

第 1 対象事業

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：八王子市
代表者：八王子市長 石森孝志
所在地：八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
- 2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：川口土地区画整理組合設立準備会
代表者：会長 一般財団法人八王子市まちづくり公社 理事長 中山恒夫
所在地：八王子市旭町 13 番 17 号
- 3 対象事業の名称及び種類
名 称：川口土地区画整理事業
種 類：土地区画整理事業
- 4 対象事業の所在地
八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町の各一部

第2 意見

【総括的事項】

本事業は、地域経済の振興や首都圏物流の効率化を目的とし、圏央道の整備効果を活かした立地に、流通・産業拠点の基盤を整備するものである。

本計画地は、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」及び「都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）」に流通業務施設の選定候補地及び産業拠点に位置付けられており、八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町の各一部から成る約172haの区域で、現在の主な用途は山林である。

本計画地及びその周辺は、天合峰に続く主尾根を含めた広大な丘陵地となっており、東京都が定める「みどりのフィンガープラン」の対象地域に指定されている。過去の現地調査においては、本計画地や近傍でオオタカの繁殖やトウキョウサンショウウオの生息が確認されるなど、重要な種の生息環境が保全された都内では貴重な自然緑地となっている。

また、本計画地周辺の南側谷部や東側平坦部には、住宅団地や老人福祉施設などが存在することから、本事業は、工事施行中はもとより、工事完了後においても、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。

このため、本事業の実施に伴う大規模な土地の造成、道路の築造、法面の設置等により、大気質、騒音、振動、水質、水循環、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等など周辺環境への影響が懸念されることから、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全のための措置を講じることが重要である。

これらのことを踏まえ、評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するとともに、事業の内容や環境への影響について、より分かりやすく説明し、住民の不安解消に最大限努めるべきである。

【個別事項】

(大気質、騒音、振動共通)

大気質、騒音及び振動の予測において、将来一般交通量に現況交通量を用いているが、平成 28 年 12 月に圏央道八王子西インターチェンジの関越道方面の出入口が供用開始されたことから、予測条件である将来一般交通量の妥当性について検証すること。

(大気質)

交通の集中に伴う大気質の評価において、予測結果は環境基準との整合が図られているとしているが、関連車両による寄与率が約 4 割と高いことから、排出ガス規制適合型の車両の使用や車両の効率的な運行管理などの環境保全措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

(騒音)

交通の集中に伴う騒音の評価において、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

(水循環)

- 1 山入川流域の計画地内では、造成後モデルの地下水位が現況モデルよりも 5～15m 程度上昇すると予測しているが、計画地周辺には既存井戸が多数あることから、造成工事等に伴う地下水位の変化により、既存井戸の利用に支障が生じた場合には、速やかに適切な対応策を講じること。
- 2 3 次元水循環モデルにおける降水量の予測条件について、既往最大渇水年である昭和 53 年の日降水量を用いた理由が不明確であることから、これを明らかにすること。

(地形及び地質)

- 1 地震時における斜面の安定性の予測結果において、円弧すべりの最小安全率は、「宅地防災マニュアル」の盛土法面の安定に必要な最小安全率と同値又はわずかに上回る程度であることから、環境保全措置を徹底し、斜面の安定性に与える影響の低減に努めること。
- 2 B-B'断面における円弧すべりの最小安全率（常時）の予測結果において、メッシュの表示が不適切であり最小安全率を導き出した過程が不明確であることから、改めて適切なメッシュを表示した上で、最小安全率の検証を行うこと。

(動物、植物、生態系共通)

- 1 事業の実施により、希少動植物を含む在来生物の生息・生育環境が減少し、特に湿性草地の約8割が消失するため、計画地北側の残留緑地や計画地周辺にある保全緑地等において生息・生育環境の創出を図り、個体の移動等を行うとしていることから、このことについて専門家等の助言を踏まえ確実に実施すること。
また、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。
- 2 土砂防災工として計画地北側に砂防堰堤を設置するとしているが、水系（沢）及び湿性草地における動植物への影響が懸念されることから、環境保全措置を検討すること。

(植物)

周辺の緑との連続性に配慮して、改変部分にはできる限り緑地を創出し、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽するとしているが、計画地内に自生している樹木を造成前に仮移植し、造成後に植栽緑地や法面等に植栽するなどの環境保全措置も検討すること。

(景観)

計画地北側、主尾根上部等を公園・緑地として保全することにより、景観への影響の軽減を図っているが、新たに計画地北側に管理棟や駐車場等を設置する計画としていることから、これらの施設が視認できる地点における眺望景観の変化の程度についても予測・評価すること。